

障害福祉サービス利用料金表

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（下表の1割が利用負担額）（1単位：10円）

【居宅介護支援】

イ 居宅における身体介護

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時30分未満	1時間30分以上 2時間未満
255単位	402単位	584単位	666単位
2時間以上 2時30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 (916単位に30分増す毎に)	
750単位	833単位	83単位	

ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)

30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時30分未満	1時間30分以上 2時間未満
255単位	402単位	584単位	666単位
2時間以上 2時30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 (916単位に30分増す毎に)	
750単位	833単位	83単位	

ハ 家事援助

30分未満	30分以上 45分未満	45分以上 1時間未満	1時間以上 1時間15分未満
105単位	152単位	196単位	238単位
1時間15分以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (309単位に15分増す毎に)		
274単位	35単位		

ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)

30分未満	30分以上 1時間未満
105単位	196単位
1時間以上 1時30分未満	1時間30分以上 (343単位に30分増す毎に)
274単位	69単位

ホ 通院等乗降介助・・・101単位

- ・初回加算（初回のみ月1回）200単位・緊急時対応加算（月2回限度）1回につき100単位・特別地域加算、所定単位数の15%を加算、中山間地区等に居住しているものに対してサービスの提供が行われた時
- （注1）特定事業所加算（Ⅱ）所定単位数に10%加算されます。
- （注2）身体拘束廃止未実施減算（①身体拘束等の記録②委員会の定期開催③指針の整備④研修を実施）を講じていない場合-5単位/1日
- （注3）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）1月あたりの総単位数に27.4%加算されます。 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）1月あたりの総単位数に7%加算されます。 ベースをアップ等支援加算1月あたりの総単位数に4.5%加算されます。
- （注4）夜間・早朝加算…夜間(午後6時から10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に サービスを実施した場合、所定単位数に25%加算されます。深夜10時から午前6時までサービス実施した場合所定単位数に50%加算されます。

【重度訪問介護】

1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分未満
185単位	275単位	367単位	458単位
2時間30分以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分未満	3時間30分以上 4時間未満	4時間以上8時間未満 (817単位30分増す 毎に)
550単位	640単位	732単位	85単位

- ・初回加算（初回のみ月1回）200単位・緊急時対応加算（月2回限度）1回につき100単位・移動介護加算・移動介護の実施時間数に応じて加算・移動介護緊急時支援加算、1日につき240単位・特別地域加算、所定単位数の15%を加算、中山間地区等に居住しているものに対してサービスの提供が行われた時
- （注1）特定事業所加算（Ⅱ）所定単位数に10%加算されます。
- （注2）重度障害の方については上記単位数に15%が加算されます。障害程度区分6に該当する方については上記単位数に8.5%加算されます
- （注3）身体拘束廃止未実施減算（①身体拘束等の記録②委員会の定期開催③指針の整備④研修を実施）を講じていない場合-5単位/1日
- （注4）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）1月あたりの総単位数に20%加算されます 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）1月あたりの総単位数に7%加算されます
ベースアップ等支援加算1月あたりの総単位数に4.5%加算されます。
- （注3）夜間・早朝加算…夜間(午後6時から10時まで)又は早朝(午前6時から午前8時まで)に サービスを実施した場合、所定単位数に25%加算されます。深夜10時から午前6時までサービス実施した場合所定単位数に50%加算されます。

※事業者が利用者に代わり市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。